



新春
タクトセミナー
のご案内

平成28年よりスタートの税制にどう対応する？

平成27年12月16日、平成28年度税制改正大綱が発表されました。
 今回の大綱の取りまとめにあたっては消費税の軽減税率の取扱いが最大の焦点とされ、資産に関連する税制の改正は抜本的な見直しがなく小ぶりの印象ですが、それでも譲渡課税、消費税等を中心に注目すべき項目が盛り込まれています。また平成28年1月より個人の有価証券に係る税制について大幅な見直しが行われるなど、新年は資産家のみなさまに係る税制の大きな転換の年となります。
 弊社恒例の新春タクトセミナーでは、平成28年度税制改正大綱のうち資産に係る税制改正の解説の他、平成28年1月より適用される個人の金融証券税制と、平成27年7月より適用されている所得税の国内転出(相続)時課税を取り上げ、ポイントを解説いたします。
 また、今後、相続・事業承継に係わる税制はどのように変わっていくのか、関係省庁・団体の要望事項を基に考察致します。

第一部 (13:00～13:50)

講師：情報企画室室長 税理士 山崎信義

平成28年度税制改正のポイント ～資産に関する税制を中心に～

第二部 (14:00～15:00)

講師：税理士 飯田美緒

公社債等及び株式等に係る所得税の課税方式の変更

～平成28年1月1日以降適用開始～

第三部 (15:10～16:00)

講師：税理士 公認会計士 小野寺太一

国外転出(相続)時課税のポイント

第四部 (16:00～16:30)

講師：代表社員・税理士 玉越賢治

相続・事業承継対策の方向性

～税制はどう変わるのか、対策はどう変わるのか～

参加費
無料

日時 2016年1月26日(火) 13:00～16:30 (開場 12:30～)

参加費 無料

会場 砂防会館別館 シェーンバッハ・サボー

主催者 税理士法人タクトコンサルティング

お問い合わせ 税理士法人タクトコンサルティング 情報企画室 ☎ 03-5208-5400

交通のご案内
・有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」4番出口より徒歩1分
・銀座線、丸の内線「赤坂見附駅」より徒歩8分

- ※ HP(<https://www.tactnet.com/>)もしくはFAXのどちらかよりお申込みください。
- ※ 複数でのお申込みは、一支店、一部署で3名様迄とさせていただきます。
- ※ 定員になり次第締め切りとなります。ご了承ください。
- ※ 受付票の送付はございません。当日、会場に直接お越しください。(名刺をご持参ください)

▼ HP(<http://www.tactnet.com/>)もしくはFAX(03-5208-5492)のどちらかよりお申込みください。

会社名

住所

TEL. ()
FAX. ()

参加者
部署・氏名

部署
氏名

部署
氏名

部署
氏名

タクト内担当者

弊社にお付き合いのある社員が
いればお書きください。